

観音寺市かがわ縁結び支援センター応援団体サポート事業補助金交付要綱

平成31年3月27日告示第51号

(趣旨)

第1条 この要綱は、結婚を希望する独身者相互の出会いを促進し、未婚化及び少子化の抑制を図るため、縁結びイベントを実施する応援団体に対し、予算の範囲内で観音寺市かがわ縁結び支援センター応援団体サポート事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、観音寺市補助金等交付規則（平成18年観音寺市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 応援団体 かがわ縁結び支援センター「応援団体」募集要領で定めるところにより登録された団体をいう。
- (2) 縁結びイベント かがわ縁結び支援センターが定める縁結びイベント実施要項に基づき、結婚を希望する独身者の出会いの場として応援団体が自ら企画して実施するイベントをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付を受けることができる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす縁結びイベントとする。

- (1) 主催者が観音寺市内に活動拠点を有する応援団体であること。
- (2) 観音寺市内を主たる会場としていること。
- (3) この要綱に基づく補助金以外の補助金又は交付金を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、1事業につき10万円を限度とする。

2 同一の応援団体が、補助金の交付を受けることができる事業数は、毎年4月1日から

翌年の3月31日までの間において2事業までとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、観音寺市かがわ縁結び支援センター応援団体サポート事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書(様式第2号)
- (3) かがわ縁結び支援センターが発行する「応援団体」登録証の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、補助金を交付すべきものと認めたときは、観音寺市かがわ縁結び支援センター応援団体サポート事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に際して必要と認めるときは、条件を付することができる。

(申請内容の変更等)

第8条 前条第1項の規定による交付の決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、申請内容を変更しようとするときは、観音寺市かがわ縁結び支援センター応援団体サポート事業補助金交付変更申請書(様式第4号)に關係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認することが適当であると認めたときは、観音寺市かがわ縁結び支援センター応援団体サポート事業補助金交付決定変更通知書(様式第5号)により当該交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、補助対象事業の完了後速やかに、観音寺市かがわ縁結び支援センター応援団体サポート事業補助金実績報告書(様式第6号)に収支決算書(様式第7号)その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により提出を受けた書類の内容を審査し、必要に応じて聴き取りを行い、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、観音寺市かがわ縁結び支援センター応援団体サポート事業補助金確定通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

2 交付決定者は、前項の規定による通知を受けた後、補助金の交付を受けようとするときは、観音寺市かがわ縁結び支援センター応援団体サポート事業補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第11条 市長は、前条第2項に規定する請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたことが判明したとき。

（2） 交付決定後の事情の変更により第3条各号に掲げる要件を満たさないことが判明したとき。

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が交付決定の取消しを特に必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、観音寺市かがわ縁結び支援センター応援団体サポート事業補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により、交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

経費区分	内 容
報償費	司会料、講師謝礼等（補助対象者に対する謝礼金を除く。）
旅費	司会者、講師等に係る旅費（実費を限度とする。）
消耗品費	事業の実施に係る消耗品費
印刷製本費	チラシ、ポスター、資料等の印刷費
通信運搬費	郵便料、電話料等
広告料	新聞、テレビ、ラジオ等による広告料
使用料及び賃借料	会場、自動車等の借り上げ料等
その他	市長が必要と認める経費

備考 参加者の宿泊及び飲食に関する経費並びに備品購入に要する経費は補助対象経費としない。